

議案第13号

新居浜市ごみ処理施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市ごみ処理施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月28日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市ごみ処理施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市ごみ処理施設等設置及び管理条例（昭和39年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（廃棄物の搬入の届出等）

第3条 処理施設に廃棄物を搬入しようとする者は、あらかじめ市長に届け出て、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は、前項に規定する受入基準に従わない者に対し、当該廃棄物の受入れを拒否することができる。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

提案理由

処理施設に搬入する廃棄物の搬入手続を届出にすることにより、廃棄物の円滑な処理を図るため、本案を提出する。